

写

令和7年8月8日

鳥取労働局長 山下禎博 殿

鳥取地方最低賃金審議会

会長 佐藤 匡

鳥取県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年7月14日付け鳥労発基0714第3号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和5年10月5日発効の鳥取県最低賃金（時間額900円）は、令和5年度の鳥取県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、最低賃金額の引上げを円滑に実施するため、中央最低賃金審議会、厚生労働本省及び政府に対して以下の取組を実施するよう強く要望する。

1 中央最低賃金審議会への要望

- (1) 地方最低賃金審議会の審議日程に配慮した審議を行うこと
- (2) 目安額を示すに際して必ず公労使3者全会一致を原則とすること
- (3) 最低賃金の地域間格差の是正について金額の差の是正で判断すること
- (4) 要望を乱発するのではなく要望を解決したうえで地方最低賃金審議会に示すこと
- (5) 結果の数字だけではなく審議の経過に注意を払うこと

2 厚生労働本省への要望

- (1) 全国地方最低賃金審議会会長会議（仮称）を設置すること
- (2) 地区別地方最低賃金審議会会長会議（仮称）を設置すること
- (3) ランク別地方最低賃金審議会会長会議（仮称）を設置すること

3 政府への要望

- (1) 需要喚起策や生産性向上の支援を行うこと
- (2) 賃上げに伴う各種改正を行うこと
- (3) 中期的な工程表を明らかにすること
- (4) 政府の政策過程と中央及び地方最低賃金審議会審議の円滑な連携の確保

鳥取県最低賃金

- 1 適用する地域  
鳥取県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 1,030円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
法定どおり

鳥取県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 鳥取県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 900 円
- (3) 発 効 日 令和 5 年 10 月 5 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者  
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度  
令和 5 年度
- (3) 生活保護水準（令和 5 年度）  
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の鳥取県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（95,198 円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1（2）に掲げる金額の 1 箇月換算額（註）と上記 2（3）に掲げる金額とを比較すると鳥取県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註） 1 箇月換算額

900 円（鳥取県最低賃金）×173.8（1 箇月平均法定労働時間数）  
×0.807（可処分所得の総所得に対する比率※）＝126,231 円

※ 令和 7 年 7 月 22 日に開催された、中央最低賃金審議会第 2 回目安小委員会で提出された、「生活保護と最低賃金」グラフに示された比率